



新型コロナウイルス感染症対応 特別融資あっせん制度のご案内

ちがいを
ちからに
変える街。

予約・郵送先 〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 (受付時間: 平日 9時~17時)
問い合わせ 渋谷区産業観光課産業振興係 電話: 03-3463-1762 FAX: 03-3463-3528

1. 融資対象の基本要件

原則として、次の(1)~(4)を満たしている必要があります。

- (1) 渋谷区内に主たる事業所及び本店登記(個人事業主は事業所又は住所)を有すること。
- (2) 信用保証協会の保証対象業種であり、許認可を要する業種にあっては許認可を受けていること。
- (3) 法人は法人・都民税、個人事業主は特別区民税を融資あっせん申込日までに、納付すべきものを完納していること。(東京都の信用保証料補助を受ける場合、事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないことが必要です。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではありません。)
- (4) 渋谷区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者ではないこと。

2. 緊急経営支援特別資金について

令和4年度より、区内に主たる事業所及び本店登記(個人事業主は事業所又は住所)を移してから1年未満の事業者も申請可能となりました。(※緊急経営支援特別資金のみの取扱いです。)

(1) 制度概要

1	受付期間	令和4年3月31日まで 令和5年3月31日まで
2	融資限度額	2,000万円以内
3	資金用途	運転資金
4	貸付期間	7年以内(据置1年を含む)
5	利率	本人負担利率: 無利子 ※区が利子を補助します (利子補給: 1.7% 名目利率: 1.7%)
6	融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者で、融資対象の基本要件に加え、次のいずれかの要件を満たすこと ① 最近3か月間の売上高(合計)が平成31年1月以降の同期と比べて、10%以上減少していること ② 創業後1年未満の平均売上高と比べて、10%以上減少していること 連続した3か月間の平均売上高と比べて、10%以上減少していること
7	信用保証料補助	なし (信用保証料は自己負担となります)

(2) 緊急経営支援特別資金の一本化について

緊急経営支援特別資金を現在ご利用中の方で、新たに本融資を追加で申込みされる場合、既往債と新規資金を一本化することが出来ます。(※既往債務+新規資金=2,000万円以内)

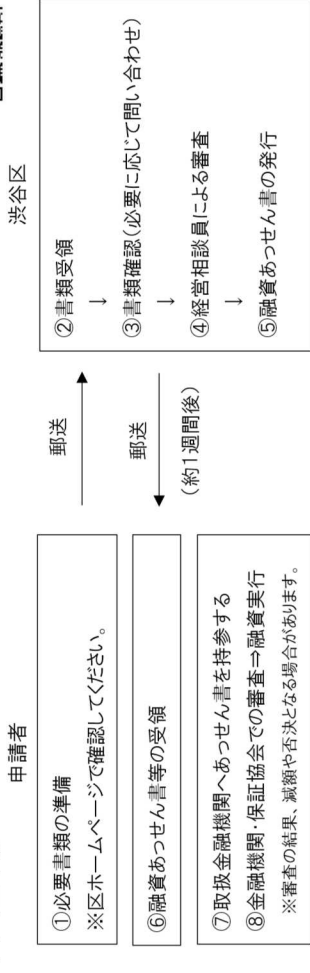
6. 申込方法

※「郵送申請」と「金融機関による代行申請」は、緊急経営支援特別資金のみの取扱いです。

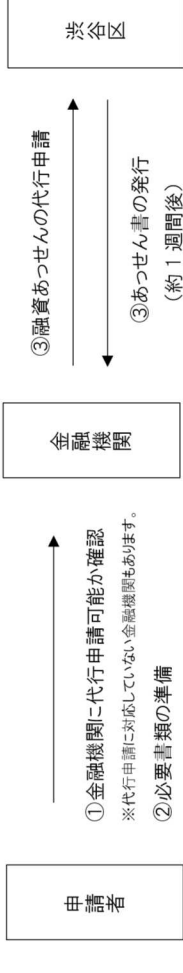
(1) 経営相談員との来庁相談

渋谷区LINE公式アカウントもしくは電話(03-3463-1762)で事前予約してください。

(2) 郵送申請



(3) 金融機関による代行申請



7. 取扱金融機関

※一覽に掲載されている金融機関以外に渋谷区の融資あっせんを申込みすることは出来ません。

銀行名	支店名	TEL	銀行名	支店名	TEL	銀行名	支店名	TEL
みずほ銀行	新宿中央支店	(3352)4111	りそな銀行	新宿営業部	(3356)3232	西武信用金庫	本店	(3356)7111
	新宿南口支店	(3463)1811		渋谷支店	(3498)3211		原宿支店	(6438)9731
	笹塚支店	(3376)5141		中目黒支店	(3713)2168		南中野支店	(3381)8176
	渋谷中央支店	(3341)9181		新都心営業部	(5323)0571		渋谷営業部	(6450)5681
	渋谷駅前支店	(3407)9733		渋谷中央支店	(3461)9191		千駄ヶ谷支店	(3341)4101
	原宿支店	(3409)7080		代々木支店	(3378)2211		恵比寿支店	(3461)6106
	西新宿支店	(3346)2731		渋谷支店	(6416)0262		幡ヶ谷支店	(3376)3321
	渋谷駅前支店	(3463)7111		笹塚支店	(3376)6211		原宿支店	(3479)1111
	渋谷支店	(3463)0101		幡ヶ谷支店	(3379)2411		渋谷東支店	(3498)4051
	恵比寿支店	(3711)8131		青山支店	(6416)9980		渋谷支店	(3400)6246
幡ヶ谷支店	(3377)3131	新橋支店	(3403)7371	青山支店	(3401)2131			
笹塚支店	(3320)3101	新橋通支店	(3352)4111	えびす支店	(3444)4211			
		渋谷支店	(3463)1811	池の上支店	(3422)3141			
		笹塚支店	(3376)5141	渋谷本町支店	(3372)5411			
		新橋新都心支店	(3341)9181	恵比寿支店	(3463)0561			
		渋谷中央支店	(3343)2121	青山支店	(3401)0145			
		渋谷駅前支店	(3407)9733	目黒支店	(3445)0721			
		原宿支店	(3409)7080	千駄ヶ谷支店	(3497)9371			
		西新宿支店	(3346)2731					
		渋谷駅前支店	(3463)7111					
		渋谷支店	(3463)0101					
		恵比寿支店	(3711)8131					
		幡ヶ谷支店	(3377)3131					
		笹塚支店	(3320)3101					

網掛け: 代行申請が可能な金融機関

※申請前に電話予約をしてください。

3. 事業多角化転換資金(新型コロナ対応)について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者がアフターコロナ・ウィズコロナを見据えた業態転換・事業転換・事業多角化に取り組む際の資金繰りを支援します。
※経営相談員との面談を複数回受けていただく必要があります。

(1) 制度概要

1	受付期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
2	融資限度額	1,500万円以内
3	資金用途	運転資金・設備資金
4	貸付期間	7年以内(据え置き1年を含む)
5	利率	本人負担利率: 無利子 ※区が利子を補助します (利子補給:1.7% 名目利率:1.7%)
6	融資対象	次の要件を全て満たすこと ①渋谷区内に主たる事業所及び本店登記(個人事業主は事業所又は住居)を1年以上有すること ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者で、融資対象の基本要件を満たしていること ③業態転換・事業転換・事業多角化を図る事業について、具体的な計画を有するもの ④最近1か月間の売上高が令和2年1月以前の直近同月と比べて、5%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が直近同期と比べて、5%以上減少することが見込まれること
7	信用保証料補助	東京都の融資制度「事業・業態転換」の要件を満たす場合には、東京都より保証料の「4分の3」の補助が受けられます。 ※責任共有制度の対象外となる場合、信用保証料の補助は受けられません。

(2) 業態転換・事業転換・事業多角化の定義

用語	定義
業態転換	現在行っている事業を継続しつつ、事業の細分類が同一のまま、原材料、生産技術、用途、販路、機能、性能のいずれかが大幅に異なる取組を行うこと (例)飲食店が新たなサービスとして、テイクアウト・デリバリーを開始する場合など
事業転換	現在行っている事業を廃止・縮小し、新たな事業※に取り組むこと
事業多角化	現在行っている事業を継続しつつ、新たな事業※に取り組むこと

※新たな事業は、現在行っている事業と日本標準産業分類の細分類で異なるもの

4. 利子補給について

次のいずれかに該当した場合は、利子補給を終了します。

- ①渋谷区外に転出したとき
(法人は本店登記を区外に移したとき、個人事業主は事業所又は住所を区外に移したとき)
- ②繰上完済・代位弁済・事業廃止したとき
- ③その他、渋谷区が不適当と認めたととき

5. 必要書類

＜様式は区ホームページからダウンロードできます＞
渋谷区ホームページ → よく見られているページ → 中小企業支援

No	法人	個人
1	法人税確定申告書と決算書の原本 ※直近1期分 ※税務署受付印があるもの、電子申告の場合は「メール詳細」を添付	確定申告書と決算書(青色申告の場合)または収支内訳書(白色申告の場合)の原本 ※直近1期分
2	法人税確定申告書と決算書のコピー ※法人税確定申告書は別表1と法人事業概況説明書の部分、決算報告書は一式をコピーしてください。	確定申告書と決算書(青色申告の場合)または収支内訳書(白色申告の場合)のコピー
3	登記簿謄本履歴事項全部証明書の原本(発行日より3か月以内のもの) ※法務局で発行	住民票の原本(マイナンバーの記載なし・発行日より3か月以内のもの)
4	法人都民税納税証明書の原本(直近1期分・発行日より3か月以内のもの) ※都税事務所が発行	特別区民税納税証明書の原本(発行日より3か月以内のもの) ※渋谷区で発行 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">6月までの申込:令和3年度分(令和2年1月~12月) 7月以降の申込:令和4年度分(令和3年1月~12月)</div>
緊急経営支援特別資金の申込みの場合		
5	<input type="checkbox"/> 創業後1年以上の中小企業者は、「最近3か月間(※申請月の前々月を含むこと)の売上高」と「平成31年1月以降の同期の売上高」が分かる月別の資料(売上台帳・試算表など) (例)申請月が令和4年5月の場合、最近3か月間は令和4年2~4月です。申請月の前月の売上高が確定していない場合は、最近3か月間を令和4年1月~3月とすることも可能です。 <input type="checkbox"/> 創業後1年未満の中小企業者は、「最近1か月間の売上高(申請月の前月※前月の売上高が出せない場合は前々月でも可)」と「創業後の任意の連続した3か月間の売上高」が分かる月別の資料(売上台帳・試算表など) <input type="checkbox"/> 減少率計算書(区様式) ※区ホームページからダウンロード可能です。	
事業多角化転換資金(新型コロナ対応)の申込みの場合		
6	<input type="checkbox"/> 「最近1か月間の売上高(申請月の前月※前月の売上高が出せない場合は前々月でも可)」と「その後2か月の売上高の見込み」が分かる月別の資料(売上台帳・試算表など) (例)申請月が令和4年6月の場合、最近1か月間は令和4年5月、その後2か月は令和4年6・7月です。 <input type="checkbox"/> 上記の期間に対応する令和2年1月以前の直近同期の月別の売上高が分かる資料(売上台帳・試算表など) (例)申請月が令和4年6月の場合、原則として令和元年5~7月です。 <input type="checkbox"/> 事業転換・業態転換事業計画書(区様式) ※区ホームページからダウンロード可能です。	
7	該当する場合のご用意ください <input type="checkbox"/> 金融機関からの借入金がある場合には、借入金の明細書のコピー (借入先・借入年月日・借入残高・返済月額・返済期限及び信用保証協会の保証付可否が分かる書類) <input type="checkbox"/> 許可を要する業種の場合、許可を受けていることを証明する書類のコピー(例:飲食店の営業許可書など)	

※創業後1年未満の事業者の場合、1・2の提出は不要です。ただし、個人事業主は、事業所所在地が分かる書類のコピー(賃貸契約書など)を持参してください。4は発行可能な場合に提出してください。

※区内に移転して1年未満の事業者の場合、4は発行可能な場合に提出してください。個人事業主は、事業所所在地が分かる書類のコピー(賃貸契約書など)を持参してください。